令和6年4月発行 横浜市建築局 住宅部 市営住宅課 横浜市住宅供給公社 管理事業部 市営住宅課

市営住宅 住まいのしおり

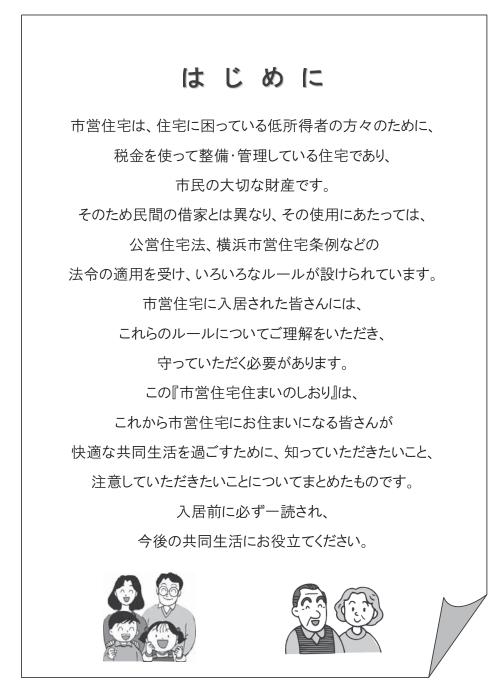
このしおりは、市営住宅にお住まいの間は 大切に保管しておいてください

次

目

| はじめに1 |
|---------------------------|
| 1. 市営住宅の管理について2-4 |
| 1. 市営住宅を管理する仕組みについて2 |
| 2. 指定管理者事務所とは2 |
| 3. 立入検査について2 |
| 4. 各指定管理者事務所 お問合せ先3-4 |
| 2. 入居にあたって5-9 |
| 3. 住宅管理運営委員会への協力について10-11 |
| 1. 住宅管理運営委員会(市営住宅自治組織)とは |
| |
| 2. 共益費の負担等について11 |
| 3. 集会所の運営について11 |
| 4. 「故障」や「修繕」について12-13 |
| 1. 給水施設・エレベーターが故障した場合12 |
| 2. 修繕が必要になった場合について13 |
| 5. 住宅の住まい方について14-17 |
| 6. 共用部分・共同施設等の正しい使い方18 |
| 7. 住宅使用料(家賃)について19-25 |
| 1. 住宅使用料は毎年収入申告を基に決められて |
| |

| います19-20 |
|-------------------------------|
| 2. 収入超過者・高額所得者について 21-22 |
| 3. 住宅使用料の支払方法は23 |
| 4. 減免制度があります 24-25 |
| 8. 駐車場を借りるには26 |
| 9. 住宅の退去について27-28 |
| 1. 退去が決まったら、指定管理者事務所に連絡し |
| ましょう27 |
| 2. 退去にかかる各種手続を行いましょう27 |
| 3. 退去する住宅の検査を受けましょう28 |
| 4. 住宅の鍵を返却しましょう28 |
| 10. 入居中の手続(各種申請・届出)について 29-31 |
| 11. 入居の変更について 32-33 |
| 1. 入居の変更をしなければならない方について32 |
| 2. 入居の変更を申請することができる方について |
| |
| 12. 禁止事項について34 |
| 13. 安否確認について34 |



1. 市営住宅の管理について

1. 市営住宅を管理する仕組みについて

市営住宅の管理は、指定管理者事務所と横浜市(建築局住宅部市営住宅課)及び横 浜市住宅供給公社が、互いに連携をとりながら行っています。

手続や住宅の使用等についてご不明点やご質問などがあれば、お住まいのエリアを管 轄する指定管理者事務所にお問合せください。指定管理者事務所の所在地、電話番号 は、3~4ページに記載しています。

2. 指定管理者事務所とは

指定管理者事務所は、市営住宅における各種手続や、住宅の修繕、 その他相談等を受け付けています。

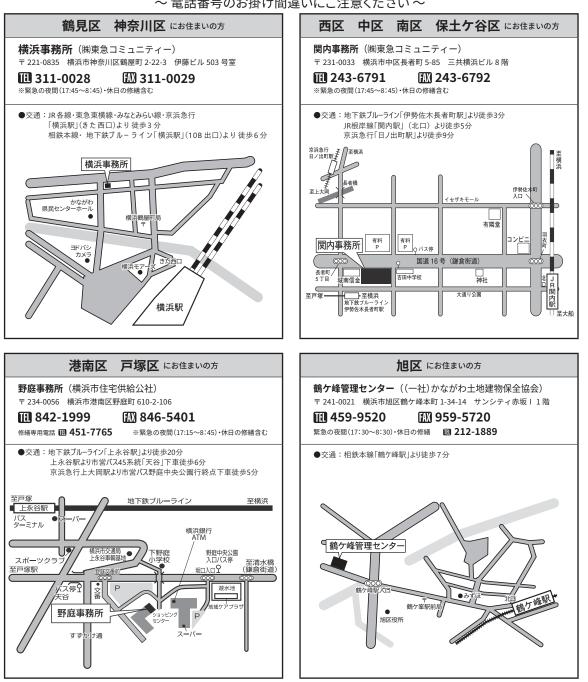
【指定管理者事務所の主な業務】

- 入居・退去時の手続全般
- ② 新たに同居を希望する(同居承認)、入居者の名義を引き継ぐ(入居承継)際の手続 及び相談
- ③ 同居者の異動(死亡又は退去(転出))があった場合の手続
- ④入居変更に関すること
- ⑤ 住宅及び共同施設の修繕等
- ⑥住宅使用料の算定及び収納に関すること
- ⑦不正入居や長期不在、迷惑行為等に対する措置及び指導
- ⑧ 防火管理者の業務に関すること
- ⑨ 火災や安否の確認など、緊急を要する事態に関すること
- ⑩ 駐車場の使用手続、維持及び修繕等(借上型市営住宅は除く)
- ① その他住まいの相談

3. 立入検査について

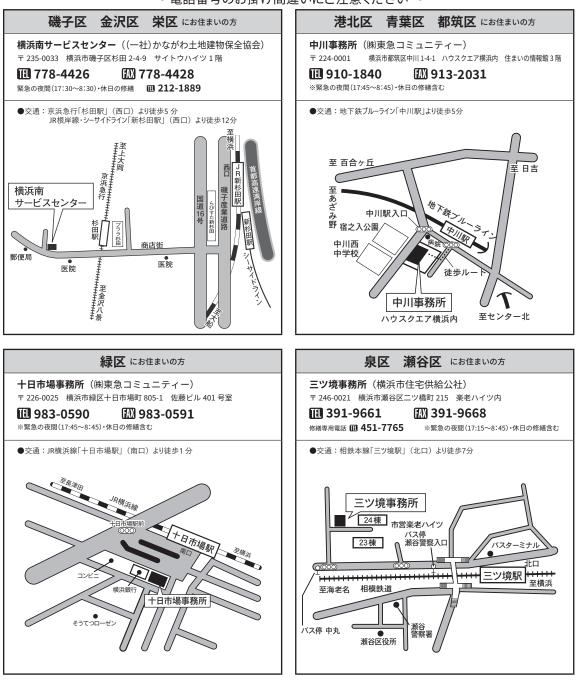
住宅管理上必要がある場合には、指定管理者事務所と横浜市(建築局住宅部市営住 宅課)及び横浜市住宅供給公社の職員が住宅内の立入検査をすることがあります。 検査員は、身分を証明する証票を携行していますので確認してください。

4. 各指定管理者事務所 お問合せ先



~ 電話番号のお掛け間違いにご注意ください~

4. 各指定管理者事務所 お問合せ先



~ 電話番号のお掛け間違いにご注意ください~

【次の件については、お問合せ先が異なります】



市営住宅は、多くの方が居住する共同住宅です。生活にあたっては必要な注意を払い 正常な状態を維持していただき、他の入居者及び近隣住民の方に迷惑をかけないようにし ましょう。

入居者の保管義務違反(※1)や、他に迷惑をかける行為(※2)に該当する場合は、状況を調査のうえ、是正指導や警告を行っていますが、それでも改善されない場合は、住宅の明渡し(横浜市へ部屋を引き渡すこと)を求めるといった法的措置をとることになりますので、十分注意してください。

※1【保管義務違反とは】

■「入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを 正常な状態において維持しなければならない。」と市営住宅条例第 28 条において 規定しており、入居者は、適正に住宅を使用する義務があります。なお、入居者の 故意、過失、その他適正な保管義務を怠ったことで発生した故障、破損などの損害 への原状回復に要する費用は、入居者の負担となります。

※2【他に迷惑をかける行為とは】

- ■「入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。」と 市営住宅条例第 29 条において規定しており、以下のような行為は迷惑行為となる 可能性があります。
 - ・犬・猫・鳥など動物の飼育等(ペットの持込及び敷地内での動物への餌付け含む) による臭い、アレルギー等の健康被害など
 - ・周囲に迷惑をかける楽器やカラオケの演奏、大声、床、壁等を叩く又は蹴ること
 - ・建物等を損壊し、火災、水漏れを引起こし、損害や損害発生の不安を与える行為
 - ・生ごみ等不衛生な物の放置や、私物の共用部分等への設置・放置
 - ・その他、市営住宅内の共同生活の維持を阻害する行為



(1)ペット(犬・猫・鳥など)を飼ってはいけません



市営住宅には、多くの方が入居されており、中にはアレルギーなどによりペット(犬・猫・鳥 など)が体質的に受け入れられない方もいます。また、鳴き声や臭い等により近隣に迷惑と なることもあります。

そのため、ペット(犬・猫・鳥など)の持込及び飼育や敷地内での動物の餌付けは禁止し ています。

ペットの持込及び飼育や敷地内での動物の餌付けを行い、他の入居者に迷惑を及ぼし、 又は危害を与えた場合には、住宅の明渡しや損害賠償を請求されるなど、入居者の不利 益になることがあります。

(2)生活音には十分注意してください



近年、騒音による苦情やトラブルが多数発生しています。

市営住宅は、入居者の皆さんが共同で生活する共同住宅であり、生活音が上下階や 両隣に響くため、ご近所に迷惑とならないよう、日々の生活音には十分注意してください。

例えば、以下のような音は、日常的な音だとしても生活時間の違いや人によって感じ方 が異なるため、特にご注意ください。

- テレビやステレオから発する音
- ●ドアの開け閉めの際の音
- 周囲に影響を与えるような音(騒々しく歩いたり飛び跳ねたり、壁・天井を叩く音など)
- 早朝・朝(4:00-8:00 頃)や夜・深夜(21:00-4:00 頃)の自動車やバイクのアイドリング や楽器演奏、大声での会話など

日頃から、ご近所とのコミュニケーションを図り、お互いの生活を尊重しあって暮らしましょう。

(3)廊下・階段・バルコニー等の避難施設に物を置いてはいけません

廊下、階段、バルコニーの避難用隔壁板の前、庭及び緑地などは共用部分であり、物 を置くことはできません。自転車やバイク、物置などの私物を置いたり、植物を植えたりする ことは、通行の妨げとなるばかりでなく、火災等の場合、避難や消火等の障害にもなります。 また、廊下、階段及びバルコニーの手すりに植木鉢などの物を置くと、落下して人身事 故になる危険があります。



(4)火災をおこさないために

入居時には火災保険等損害保険へご加入していただくようにお願いします。

火災を起こすと自己の生命や財産を一瞬の間に失ってしまうばかりでなく、周囲も大変 危険な状態となります。また、消火活動に伴い、下階の住戸等に損害賠償を伴う水損の 被害を与えることもありますので、日頃から火の元には細心の注意をしてください。

なお、火災の原因で多いのはタバコの不始末、ストーブの転倒、放火及び料理中(揚げ油)の出火などです。

(5)喫煙マナーを守りましょう



市営住宅においては、入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為は禁止 されています。共用部分やバルコニーでの喫煙により、受動喫煙にお困りの声(副流煙によ る健康被害や洗濯物に臭いがついてしまうなど)が寄せられていますので、喫煙マナーを 守り他の入居者に受動喫煙をさせないようにしましょう。

(6)自動車の不正駐車、バイク・自転車等の放置はやめてください

通路等への自動車の不正駐車は、緊急車両の通行の妨げ等、事故につながるおそれ があります。

また、バイク・自転車等は各住宅で決められた場所に駐輪し、使用しなくなったものは、 個人の責任で処分してください。

なお、駐車場に車両以外の私物を放置することも他の入居者の迷惑になるのでやめてく ださい。



(7)エレベーターは、きれいに正しく使いましょう

エレベーター 使 用 上の 注 意 事 項

- ① エレベーターは異常時に安全に停止するよう作られています。エレベーターの扉の溝 などにごみやほこりが詰まると安全装置が働いて、エレベーターが停止する場合があり ます。ごみやほこりなどを取り除いてください。
- ② エレベーター内で飛びはねたりすると安全装置が働いてエレベーターが停止する場合 があります。利用にあたっては、静かに乗りましょう。
- ③ 地震・火災などの災害時や、雷雨・暴風雨などで停電のおそれがあるときは使用しな いでください。
- ④ エレベーターの内側からドアが開かないような時は、あわてずにエレベーター内にある インターホンを使って連絡してください。
- ⑤ エレベーターの故障などを発見した場合は、エレベーター内に表示してある管理会社 へ連絡してください。
- ⑥ エレベーター内は禁煙です。

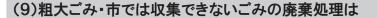
(8)ごみは決められた場所に正しく出しましょう



ごみ置場は住宅敷地内に設置されていますので、それ以外の場所にごみを出さないでく ださい。

ごみは分別収集することで一部が資源になります。横浜市資源循環局が示すルールに 従い、きちんと分別して決められた日時にごみを出すようにしてください。自治組織で集団 回収を行っている場合には、ご協力ください。

また、ごみ置場の付近には水道の蛇口がありますので、入居者の皆さんで当番を決め、 ごみ収集後にごみ置場周辺の清掃を行ってください。(借上型市営住宅は除く)





粗大ごみ(家具類・自転車等)や市では収集できないごみ(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗 濯機・パソコン等)の廃棄処理は、所有者が責任を持って行ってください。 処理に費用を要する場合は、所有者の負担となります。

使用しなくなった自転車・バイクなどは、自転車置場や住宅敷地内に放置せず、 必ず所有者の責任で速やかに、廃棄処理をしてください。 (10)住宅使用料は必ず納期限までにお支払ください

θ

市営住宅の使用料は**周辺の民間家賃より安価で、各世帯の収入に見合った額**をお支 払いただいています。

住宅使用料のお支払にお困りのときは、**早めに指定管理者事務所**にご相談ください。 収入が激減した場合などは、使用料額の見直しが受けられる場合があります。

使用料を滞納すると、最終的には市営住宅からの強制退去や、口座等の差し押さえな どの法的措置を行うことになりますのでご注意ください。



緊急連絡先は、災害等の発生時や一人暮らしの方の安否確認の際にとても重要です。 電話番号や住所を変更する場合は、必ず指定管理者事務所へお届けください。

日頃から、ご近所とのコミュニケーションを図り、お互いの生活を尊重しあって暮らし ましょう。騒音の苦情やご近所とのトラブルなどで問題が生じた場合は、住宅管理運営 委員会・自治会などと相談しながら、円満に解決してください。

3. 住宅管理運営委員会への協力について

1.住宅管理運営委員会(市営住宅自治組織)とは

市営住宅では、明るく住みよい共同生活を送るのに必要な活動を行うため、入居者の 皆さまによる住宅管理運営委員会が結成されています。共用部分の維持に必要な経費と なる共益費の支払いは、皆さま一人ひとりの義務であり、その徴収は住宅管理運営委員会 が行っていますので、住宅管理運営委員会が指定する方法(振替・振込持参等)により、 必ずお支払いください(金額は住宅によって異なります。)。

なお、借上げ型市営住宅については、住宅管理運営委員会がありませんので、共益費 のお支払い等は指定管理者へお願いします。市営住宅へ入居した際には、入居者一人ひ とりの義務として、共用部分等の清掃や草刈りなど、住宅を管理するために必要な活動に 従事してください。

【住宅管理運営委員会(市営住宅自治組織)の主な活動内容】

- 共益費の徴収、入居者が負担しなければならない共用部分等の電気料金や水道 料金などの支払
- ② 階段や通路などの共用部分等の清掃
- 3 共用排水管の清掃
- ④ 住宅敷地内に植えられている中低木のせん定や草刈り
- ⑤ 住宅敷地内に設置されている児童遊園の管理や清掃
- ⑥ 住宅敷地内道路の不正駐車対策や防犯対策
- ⑦ 市営住宅及び共用部分の日常的な管理に必要な鍵(車止めの鍵など)の保管
- ⑧ 市営住宅及び共用部分に修繕が必要な場合の、指定管理者事務所への連絡
- ⑨ 条例及び規則に違反する行為があった場合の、指定管理者事務所への連絡
- 10 附帯設備(エレベーター、給水設備など)故障時の、指定管理者事務所への緊急 連絡
- ① 火災等の災害発生時の、指定管理者事務所への緊急連絡
- 12 市営住宅連絡員の選任
- ③ 横浜市から依頼された住宅管理に関する広報物の配布
- ⑭ その他、市営住宅における良好な住環境の維持管理に必要な事項

【その他の自治組織】

集会所の運営・管理については集会所運営委員会に、また、駐車場の管理については 駐車場運営委員会にお願いしています(駐車場の申込方法については、26 ページをご覧 ください。)。





2. 共益費の負担等について

共益費は共同生活に欠かせない経費であり、住宅使用料とともに入居者の皆さんが負 担する義務があります。 共益費の徴収は、住宅管理運営委員会が行っているため、徴収 に伺った際には必ずお支払ください(金額は住宅によって異なります。)。

なお、借上型市営住宅には、住宅管理運営委員会がありませんので、共益費の支払等 は指定管理者事務所へお願いします。

【共益費(共用部分等で使用する費用)の使いみち】

- 階段灯、外灯、給水ポンプ及びエレベーターの電気料金、共用部分等で使用する 水道料金、ごみコンテナの修理及び買替えの費用など
- ② 共用部分等で使用する電球やガラスの取替えなど、その他構造上重要ではない軽 微な修繕に要する費用
- ③ 共用排水管(雑排水管·汚水排水管)の定期清掃費

3.集会所の運営について

集会所は、入居者及び地域住民の共用の場として、各種集会、講習会、その他親睦な ど、良好な地域社会形成のために使用することができ、運営については、集会所運営委員 会が行っています。

また、集会所は地域住民の方も利用できる地域開放型となっています。

なお、一部の住宅には集会所はありません。

| 使用時間 | 原則、午前9時から午後9時まで |
|--------|-----------------------------|
| 使用申込方法 | 集会所運営委員会から集会所使用申込書(第1号様式)を入 |
| | 手し、必要事項を記入して使用承認を受けてください。 |
| その他 | 集会所内は禁煙です。 |
| | (神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例) |



11

4. 「故障」や「修繕」について

1. 給水施設・エレベーターが故障した場合

給水ポンプが停止して水が出なくなった場合や、エレベーターが故障しているなど、共同施設に異常が発生した場合は、「施設管理連絡先表示プレート」に表示されている担当事業者又は指定管理者事務所に連絡してください。

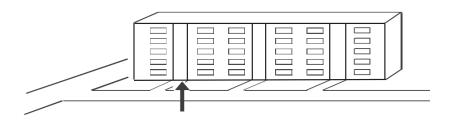
なお、借上型市営住宅にお住まいの場合は、管理会社の連絡先がエントランスホール に表示されていますので、そちらに連絡してください。

【施設管理連絡先表示プレートの設置場所】

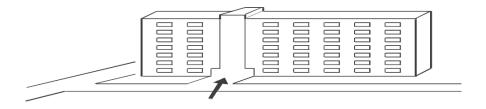
施設管理連絡先表示プレートは、市営住宅の各棟に少なくとも1か所設置してあります。 設置場所は、住宅の棟ごとに異なりますが、原則として、以下の場所に設置してあります ので入居する際に確認してください。

く階段室型の住宅>

住宅の敷地外から建物に入る時に、入居者が最も通ると思われる側の階段室に設置してあります。



くエントランスホール、エレベーターホールがある住宅> 集合郵便受のあるエントランスホール、又はエレベーターホールに設置してあります。



2. 修繕が必要になった場合について

給排水の水漏れ、床板の破損、雨漏りなど、住宅に修繕の必要が生じたときは、<u>指定管</u> <u>理者事務所</u>に連絡してください。

住宅の修繕には、その内容により市の費用負担によるものと、入居者の費用負担となる ものがあります。入居者の費用負担の主な内容は次表のとおりです。

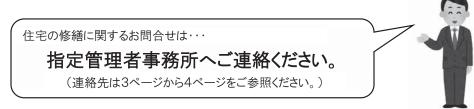
また、次表にはありませんが、横浜市営住宅条例で「畳の表替え」、「ふすまの張替え」、 「給水せん、スイッチ(点滅器)の修理及び取替え」は入居者の費用負担となっています。

なお、借上型市営住宅については、負担区分が別に定められていますので、指定管理 者事務所にお問合せください。

| <u> </u> | 入居者の費用負担の主な内容(令和2年2月5日改正) |
|----------|---|
| 1 軽微な修繕 | (1) 内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理 |
| | (2)畳の修理及び取替え |
| | (3) 流し台、戸棚、棚、げた箱、郵便受箱等の修理 |
| | (4) ガラス、パテ等の取替え並びに障子及び網戸の張替え |
| | (5) 木製建具(ふすま、障子、室内扉等をいう。)及びその附属部品(ちょう |
| | つがい、引手、戸車、レール、錠等をいう。)の修理及び取替え |
| | (6) 鋼製及びアルミ製建具(玄関扉、室内扉、サッシ、網戸等をいう。)の附 |
| | 属部品(引手、戸車、レール、錠、ドアチェーン等をいい、高齢者緊急通 |
| | 報設備を除く。)の修理及び取替え |
| | (7)給湯器(電装基板、熱交換器、バーナー等を除く。)の修理並びにその |
| | 附属物(ガス栓接続用ホース、じゃ腹管、排気筒、リモコンパネル等をい |
| | う。)の修理及び取替え |
| | (8)浴槽の附属物(排水栓、ふた等をいう。)の修理及び取替え |
| | (9) その他構造上重要でない部分の修理 |
| 2 付帯設備の | (1) 混合栓の修理及び取替え |
| 構造上重要で | (2) 台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去 |
| ない部分の修 | (3)衛生器具の附属部品(便座、紙巻器、タンク用内部金具、手洗管、パッ |
| 繕 | キン類、排水目皿、ごみ受け等をいう。)の修理及び取替え |
| | (4) 換気扇(レンジフード、シャッター等を含む。)の修理並びにその附属物の |
| | 修理及び取替え |
| | (5) ガス栓の修理及び取替え |
| | (6) 電球及び蛍光管(LED 及びこれらに類するものを含む。)の取替え並びに |
| | 照明用カバーの修理及び取替え |
| | (7) コンセント、TV 接続端子、引掛シーリング等の修理及び取替え |
| | (8) 換気ガラリの修理 |
| | (9)その他附帯設備のうち重要でない部分の修理 |
| ※入居者の費用 | 負担については、横浜市営住宅条例第 26 条、第 27 条及び横浜市営住宅 |

条例施行規則第28条で定められています。

☆故意又は過失による破損は、すべて入居者の費用負担となります。



5. 住宅の住まい方について

市営住宅は鉄筋コンクリート構造の共同住宅です。木造住宅や民間のアパートなどとは 異なった使い方をする部分がありますので、快適な生活を送るために、この説明をよく読ん で正しく使用してください。

適切でない使用によって、他の入居者に迷惑を及ぼしたり、損害を与えたりした場合は、 原因となった入居者の方に弁償していただきますので、十分に注意してください。なお、一 部に仕様の違う住宅もありますので、それぞれの住宅の仕様にあった使い方をしてください。

(1)玄関

- ●玄関ドアを開けたままにすると、廊下の通行や防災時の避難等に支障をきたす場合がありますので、玄関ドアの開け放しを前提としたものは設置しないでください。
- ●ドアクローザー(扉の上部に取り付けられている、扉を自動的に閉める金具)や丁番の故 障の原因になりますので、扉にぶら下がったり、扉の下にドアストッパーを取り付けたり、木 片などを挟んだりしないでください。
- ●空き巣などの侵入を防ぐため、外出やお休みになるときには、必ず施錠をしっかりしてお きましょう。
- ●長期間留守にする場合は、戸締りだけでなく隣近所に声をかけ、新聞などを保管しても らうと良いでしょう。なお、15日間以上留守にされるときは、指定管理者事務所へ「長期 不在届」の提出が必要です。
- ●玄関の床は防水を施していませんので、掃除等の際は水を流さないでください。
- ●入居者に渡している鍵以外に、スペアーキーやマスターキーはありません。鍵を紛失すると、錠本体部分まで入居者の費用負担で取り替えていただくことになりますので、住宅の鍵の保管には十分注意し、退去の際には必ず入居時に渡した鍵を返還してください。



(2)台所(食堂)·浴室·洗面台等

<u> <台所(食堂)></u>

- ●ステンレスの流しはクレンザーや金属たわし等で磨くと細かな傷が付き、サビがでることが ありますので使用せず、中性洗剤等で洗ってください。
- ●目皿やトラップ(臭気止め)は、ごみを取り除き、いつもきれいにしておきましょう。
- ●使用済みの油類を流しに捨てないでください。油が排水管にこびりついて、詰まる原因に なります。
- ●汚れや騒音の防止、保温などのため、床にビニールシートなどを敷く場合は、接着剤等で床板に直接貼り付けないでください。接着剤等で貼られた場合、床や床下の補修工事などでシート類を損傷しても、本市は責任を負えません。

<u> <浴室></u>

- ●浴室床は防水加工しています。重いものを乱暴に置くと防水層を傷め、水漏れの原因となります。また、修理のために一時浴槽を取り除いていただくこともあり、費用もかかります。
- ●浴室は多量の水を使う場所であるため、排水口の手入れが大切です。髪の毛などが詰まりやすいため、目皿、トラップの掃除をしてください。排水口が詰まり水があふれると、階下の方にも多大な迷惑をかけることになります。
- ●敷居や扉の水気はよく拭き取っておきましょう。湿気は、カビや悪臭の発生原因となりま すので、常に換気を心がけてください。
- ●風呂釜タイプの浴室の扉の下についている給気口や浴室内の排気口は、ガス中毒の原因になりますので、決してふさがないでください。
 - ※「室内燃焼型風呂釜」を使用中に台所で換気扇を使用すると、浴室内から排気ガス が台所へ流れこむ場合があり、大変危険です。風呂釜を使用中は換気扇を使用しな いでください。
- ●ユニットバスの場合、タオル掛け等を壁などに釘打ちしないでください。穴を開けると階下 への水漏れの原因となります。清掃時は中性洗剤などを使用し、有機塩素系・アルカリ 性系の洗剤、ベンジン・シンナーなどの有機剤は絶対に使用しないでください。浴槽に長 期間、入浴剤の入った水を溜めると、浴槽にシミがつくことがあるのでやめてください。
- <共通(台所(食堂)·浴室·洗面台等)>
- ●台所(食堂)・浴室・洗面台等の排水口には下水管からの臭いを防ぐためのトラップ設備 が入っています。排水口が詰まると、臭いのほか、湿気、カビの原因になりますので、排 水口周囲の清掃を心がけてください。
- ●給湯器・風呂釜は、ガス開栓時にガス事業者から機器の取扱説明を受け、使用説明に 従って正しく使用してください。

(3)トイレ

- ●必ずトイレットペーパーを使いましょう。新聞紙、ティッシュペーパー、生理用品などを流すと、排水管は詰まってしまいます。この修理に要する費用は入居者の負担となりますので十分注意してください。
- ●床は防水加工していません。掃除の際は水を流さず、雑巾などで拭き取りましょう。

(4)バルコニー

- ●バルコニーの排水口は、詰まると漏水の原因となりますので、日頃からきれいにしておきましょう。なお、ごみの詰まりだけでなく、植木鉢の根が張った詰まりにも注意してください。
- ●バルコニーの床は、一部防水加工していない箇所もありますので、一度に大量の水を流 さないでください。

(5) 電気等の取扱いについて(容量、電話・インターネット等、アース線、エアコン設置)

(1)電気容量について

●電気容量は、各入居者が電力会社と契約をします。通常 30 アンペアまで増量できます。 なお、おおむね 1990 年以降に建設された住宅については、40 又は 50 アンペアまでの 増量が可能です。変更を希望される方は、最寄りの電力会社へお申込みください。また、 退去時には、入居時のアンペアに戻してください。

(2) 電話・インターネット等について

●電話やインターネット回線の利用については、市が許可している各通信事業者へ直接お申込みください。利用できるインターネット回線の速度等仕様についても、通信事業者へご相談ください。入居された住宅で利用できる通信事業者については、指定管理者事務所にお問合せください。

<u>(3)アース線について</u>

●感電防止用のアース線は、洗面室内等のコンセントにアース線の接続端子が付いてい ますので、そこへ正しく接続してください。

※接続端子が付いていない住宅もあります。

(4)エアコン設置について

- ●エアコンは取付けボルト等の取付け設備がある居室に設置してください。壁に穴を開けた り、共用廊下へ排水することはできません。なお、取付け設備のない住宅は、事前に設 置の申請及び承認が必要になりますので指定管理者事務所へお問合せください。
- ●エアコン設置の工事(専用コンセントの新設・配線等含む)は入居者の費用負担です。 退去する際には撤去してください。
- ●共用廊下へ室外機を設置できない住宅もあります。

(6)ガス設備

●供給されるガスは、都市ガス(13A)ですので、ガス器具は都市ガス(13A)用を使用してください。なお、次の住宅ではプロパンガスを使用しておりますので、各住宅に設置されているプロパンガスの業者と契約してください。

【プロパンガス使用住宅】 中村町住宅、六浦住宅、瀬ケ崎住宅、サンライフ生麦、セントラルヒルズ壱番館、 同弐番館、同参番館、ル・グラン下川井、コージーハウス潮田、プレミール新杉田、 メルクマール敬愛、ヒルズ東希望が丘

(7)結露防止のために

●結露とは、外気と室内温度との差によって、空気中の水蒸気が窓・天井・壁などに水滴となって現れる現象をいいます。このため、梅雨どきや冬期に暖房を入れたときなどに特に起こりやすく、天井・壁・押入れ・家具などに水滴が生じて、通風・換気が不十分だとカビの発生の原因にもなります。

防止策

- ① 十分換気して、室内をよく乾燥させること
- ② タンスなどは、壁に密着して置かないこと
- ③ ストーブに、やかんをかけて多量の水蒸気を発生させないこと
- ④ 浴室を使用していないときは、浴槽にフタをして、ドアを閉め定期的に換気扇を回す ようにすること

発生したら

- ① 壁などが濡れてきた場合は、乾いたタオルなどで拭くこと
- ② カビが発生した場合は、その部分の風通しをよくして乾燥させ、乾いた布などで丁寧 に掃除すること

(8)その他の注意点

- ●市営住宅では、入居者が自らの責任において家具の転倒防止などで壁に穴を開けた場合は、退去する際に原状回復費が生じることがあります。その場合には入居者の費用負担となります。
- ●居室の床は防水ではありません。玄関・洗面所・トイレ・台所などを掃除する際は、雑巾などで拭き取るようにし、決して水を流さないでください。
- ●化粧鏡が取り付けられていない場合は、必要に応じて各自で購入し、取り付け用の板に 安全に取り付けてください。取り付け用の板がなく、クロス貼りになっている場合は、内側 に下地合板が設置されています。

6. 共用部分・共同施設等の正しい使い方

共用部分(廊下、階段など)・共同施設(集会所、児童遊園など)等は、入居者の皆さん が利用する所です。皆さんの利用の妨げや迷惑にならないようにしましょう。

(1)階段、廊下及びパイプスペース

- ●階段や廊下は防水を施していません。清掃時に水を流すと漏水することがありますので、 水まきは行わないようお願いします。
- ●物を置いたり(ベビーカー、自転車など)、玄関扉を開けたままにしておくことは、人の通行の障害になるだけでなく、地震や火災など非常の場合、避難ができず、二次災害が発生する恐れがありますのでやめましょう。
- ●パイプスペースは共用部分です。個人の荷物を入れないようにしましょう。

(2)消防用設備

●定期点検が義務付けられています。室内・共用部分ともに消防点検にご協力ください。

(3)駐輪場

- ●バイク・自転車等は決められた駐輪場に置いてください。共用廊下には絶対に置かないでください。(バイク置場がない住宅もあります。)
- ●使用不能となったバイク・自転車等は、そのまま放置せず必ず各自で処分してください。

(4)屋外の排水側溝

●屋外の排水側溝にごみや土がたまると、流れが悪くなり不衛生になります。定期的に共同で清掃をするようにしてください。

(5)集合郵便受

●集合郵便受には鍵はついていません。必要な場合は、各自で鍵を取り付けてください。 なお、退去の際は取り外してください。

(6)その他

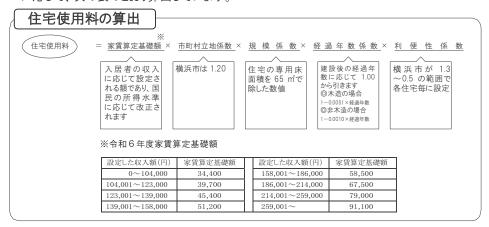
●市営住宅内の敷地は、入居者の皆さんで利用する共用部分で、災害時には、消防活動等に利用する場合があります。菜園や花だんの設置、物を置くなど個人的な使用は禁止です。

7.住宅使用料(家賃)について

1. 住宅使用料は毎年収入申告を基に決められています

(1)住宅使用料の算出方法について

住宅使用料は、世帯全員の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等 に応じて、次の表のとおり算出しています。



(2) 収入申告の義務について

入居者及び同居者の皆さんは法令及び条例により<u>毎年収入申告をすることが義務付け</u> <u>られています。</u>収入申告書は、1年間の住宅使用料を算出する基礎となるとともに、入居 世帯の現況を確認するために提出していただくものです。

(3) 収入申告書の提出方法について

毎年7月頃に、収入申告関係書類が届きましたら、入居者全員分の前年1年間分の収入証明書(課税証明書、確定申告書の写しのコピー等)、障害のある方がいる場合はその 証明(障害者手帳等のコピー)を添付して提出してください。

収入のない方も収入申告は必要ですので、非課税証明書等の提出をお願いします。また、非課税証明書の発行には、区役所税務課で収入のない旨の申告が必要となります。

なお、横浜市が市民税・県民税課税台帳等で収入の状況を確認することができ、それ に同意される方(収入申告書の備考欄に★印があり、「同意する」の文字を○で囲んだ方) は、収入証明書の添付は不要です。

※障害者手帳等のコピーの提出がない場合、現在、受けている特別減免や障害者控除 が反映されず住宅使用料が高くなる場合がありますので必ずご提出ください。

(4)住宅使用料の通知方法について

収入認定通知書を、毎年 12 月末までに全世帯に郵送します。この通知書には、収入 申告に基づいて算出された、翌年度 4 月からの住宅使用料が記載されていますので、必 ずご確認ください。

なお、収入超過者と認定された方には<u>収入超過者認定通知書</u>、高額所得者と認定された方には<u>高額所得者認定通知書</u>を郵送します。

収入申告書の提出がなかった場合、又は、入居者及び同居者の中で、1 人 でも収入等を証明する書類の添付がなかった場合には、収入申告に基づいて 算出する住宅使用料に比べ高い金額の住宅使用料(近傍同種の住宅の家賃 =民間住宅の家賃相当)をお支払いただくことになります。

(5) 収入額の更正・再認定について

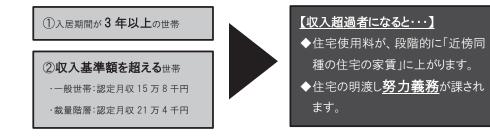
収入申告後に、収入のあった方の死亡や転出、失職などにより世帯の収入が減少した 場合、勤務先等が変わっていなくても収入が著しく減少した場合、又は出生などで扶養控 除が増えた場合には、収入額の更正・再認定の対象になり、住宅使用料が変わることもあ りますので、指定管理者事務所へお問合せください。

なお、この申請の有効期限は当該年度末(3月末)までですので、翌年度も再認定の必要がある場合は、再度申請が必要です。

2. 収入超過者・高額所得者について

(1)収入超過者とは

収入超過者とは、次の①②とも満たしている世帯をいいます。

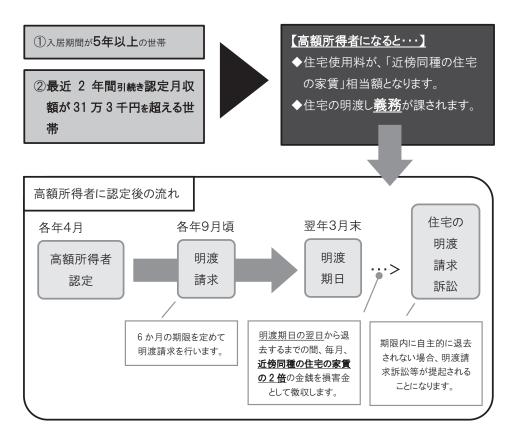


【裁量階層】とは

高齢者世帯や障害者世帯などのうち、次のいずれかに該当する世帯のことをいいます。

| 対象世帯 | 資 格 |
|------------------|---------------------------------|
| 高齡者世帯 | 入居者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居する親族のいずれも |
| | が 60 歳以上又は 18 歳未満である世帯 |
| 身体障害者世帯 | 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程 |
| | 度が1~4級の方がいる世帯 |
| | 入居者又は同居する親族に、次の①、②のいずれかに該当する |
| | 方がいる世帯 |
| | ①精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されて |
| 精神障害者世帯 | いる障害の程度が1、2級の方 |
| 相种脾古 在 巴市 | ②精神に障害のある方で、1、2級の国民年金又は厚生年金の |
| | 障害年金の証書を交付されている方、又は厚生労働大臣、都道 |
| | 府県知事から1、2級と同程度の障害の状況にあることを証する |
| | 書類の交付を受けている方 |
| | 入居者又は同居する親族に、次の①、②のいずれかに該当する |
| | 方がいる世帯 |
| 知的障害者世帯 | ①愛の手帳(療育手帳)の交付を受け、手帳に記載されている障 |
| 和的悼音有世帝 | 害の程度が A1、A2、B1の方 |
| | ②児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が 50 |
| | 以下と判定された方 |
| 戦傷病者世帯 | 戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度 |
| 戦 汤 仍 伯 巴 市 | が特別項症から第6項症又は第1款症の方がいる世帯 |
| 原爆被爆者世帯 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第1項の規 |
| 原爆恢爆有巴市 | 定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯 |
| ハンセン病療養 | 入居者又は同居する親族に、平成8年3月31日までに国立ハン |
| ハノセノ病 療 養 所入所者世帯 | セン病療養所、その他厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所 |
| 까 八끼 쇱 뜨 ㅠ | に入所していた方がいる世帯 |
| 子育て世帯 | 同居者に中学校卒業までの子がいる世帯 |

高額所得者とは、次の①②とも満たしている世帯をいいます。



【近傍同種の住宅の家賃】とは

民間の賃貸住宅と同程度になるように国が定めた方法によって計算される家賃のことです。住宅の 建設費などの原価をもとに、市営住宅を最低限運営するために必要な経費を含めて計算したもの が、近傍同種の住宅の家賃となります。お住まいの住宅ごとに計算される家賃ですので、近隣のマン ションの家賃そのものを指すものではありません。

※収入超過者の「明渡し努力義務」及び

高額所得者の「明渡し義務」が課される理由について

市営住宅は、収入が低く住宅に困っている方のための住宅です。既に低額所得者で なくなった収入超過者及び高額所得者が、このまま市営住宅に住み続けることは市 営住宅の目的に反し、他の入居者等との公平性を著しく欠くことになります。 そのため、収入超過者については、住宅の「明渡し努力義務」、高額所得者には、住 宅の「明渡し義務」が、公営住宅法や横浜市営住宅条例などで定められています。

3.住宅使用料の支払方法は

住宅使用料は、口座振替でお支払ください。

(1)口座振替の手続について



ロ座振替の手続は、指定管理者事務所にある<u>ロ座振替依頼書</u>に必要事項を記入し、 以下の金融機関の窓ロへ提出する、またはWebロ座振替受付サービスによりお申込み ください。ロ座振替の手続についての詳細は、指定管理者事務所へお問合せください。 振替日は、毎月末日(金融機関の休業日にあたる場合は翌月の初営業日)になります。

取扱金融機関

横浜銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、神奈川銀行、きらぼし銀行、 横浜信用金庫、かながわ信用金庫、湘南信用金庫、川崎信用金庫、ゆうちょ銀行、 PayPay銀行、楽天銀行

※ PayPay銀行と楽天銀行はWeb口座振替受付サービスによりお申込みください。 ※ <u>口座振替納入済証明書</u>が必要な方は、指定管理者事務所にお申出ください。

(2)もし残高不足だったら

残高不足で口座振替日に引き落としができなかった場合は、翌月に督促状付納付書を 郵送しますので、指定期限までに金融機関の窓口でお支払ください(支払のできる金融機 関は納付書の裏に記載されています)。

納付書の指定期限が過ぎてしまった場合には、住宅使用料のほかに、条例に基づく割 合で延滞金をお支払いただきますので、指定管理者事務所へお問合せください。

なお、<u>住宅使用料を3か月以上滞納すると、住宅の明渡請求の対象になります。納期</u> 限を守って必ずお支払ください。

(3)入居した月の住宅使用料は

入居指定日からその月末までの日数により、日割り計算した金額での納入通知書をお 渡ししますので、金融機関の窓口でお支払ください(支払のできる金融機関は納入通知書 の裏に記載されています)。

4. 減免制度があります

以下に掲げる世帯については、住宅使用料の減免を受けることができる場合があります。 特別減免、一般減免ともに承認されると、<u>申請をした月の翌月の住宅使用料から対象</u> になります。

なお、住宅使用料の滞納がある場合、収入認定月額が収入基準を超えている場合、 又は収入申告が未申告の場合等、条例に違反している状態では減免を受けられません。

(1)特別減免

入居者又は同居者に、以下に掲げる障害等の内容に該当する方がいる世帯については、 特別減免に該当する場合がありますので、指定管理者事務所へお問合せください。特別減 免として承認されると、住宅使用料の 1/2 が減免されます。

| 障害等の内容(等級等) | | |
|-------------|-------------------|--|
| 身体障害者手帳 | 1級、2級 | |
| 愛の手帳 | A1, A2 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級 | |
| 障害年金 | 1級 | |
| 戦傷病者手帳 | 特別項症~第6項症、第1款症 | |
| 原子爆弾被爆者 | 厚生労働大臣の認定 | |
| 寝たきりの高齢者 | 要介護の認定及び寝たきり状態の証明 | |
| | (紙おむつ給付決定通知書等) | |

収入申告とは別に申請が必要ですのでご注意ください。

※駐車場契約についても、特別減免の適用があります。条件など、詳細については指定管 理者事務所へお問合せください。

※既に特別減免を受けている世帯は、毎年収入申告の際に減免対象者の減免の事由を 証明する書類(障害を証明する障害者手帳等のコピーなど)を提出していただきます。 提出がない場合、翌年度から特別減免が受けられなくなります。

※特別減免の対象となる方が、長期間(1か月程度)入院、施設入所されるなど市営住宅 にお住まいでなくなった場合や、等級改善された場合などには、その翌月から特別減免 の対象外となります。必ずお申出ください。お申出が遅くなった場合、減免の対象外にな った月に遡って減免が廃止され、差額分の家賃のお支払が必要になります。該当する 方は、早急に指定管理者事務所へお問合せください。

(2)一般減免

生活保護の受給世帯以外で世帯の収入が以下に掲げる理由により、一時的に著しく減 少したとき、一般減免に該当する場合がありますので、指定管理者事務所へお問合せくだ さい。3 か月間の世帯の平均月収と、減免基準額(生活保護基準額を使用)とを比較して、 減免額を決定します。

なお、一般減免については、1回あたりの申請で、6か月間まで申請可能で、市営住宅 入居中の全期間通算で合計12か月間のみ対象となります。

| | ①収入のある方が失職したとき |
|----------|------------------------------|
| 一時的な | ②収入のある方が病気等で長期療養が必要になり、その費用が |
| 収入の減少により | かさんだとき |
| 減免となる場合 | ③災害により損害を受けたとき |
| | ④上記①~③に準ずる特別な事情があるとき |



8. 駐車場を借りるには

申込方法について

全ての住宅に駐車場が併設されているわけではありません。

駐車場使用の申込窓口は、指定管理者事務所になります。申込みにあたって、資格や 車種の制限等の条件があります。

なお、全世帯分の駐車区画はありませんので、空きがない場合は民間の駐車場をご利 用ください。

| | (1) | 市営住宅の入居者又は同居者であること | |
|-----|-----|--|--|
| | (2) | 入居者又は同居者が自ら使用するための駐車場を必要としていること | |
| | (3) | 申込時に次のいずれかに該当する方 | |
| | (0) | ア 自動車検査証により自動車を所有し、かつ、使用している方 | |
| | | | |
| | | イ 自動車検査証により割賦購入で自動車を占有し現に使用している方 | |
| 申込 | | ウ 自動車を事実上所有し、かつ、使用していると認められる方で、駐車 | |
| 資格 | | 場使用開始後1か月以内に自動車検査証の所有者(氏名・住所等) | |
| | | 欄などを変更できる方 | |
| | | エ 駐車場使用開始後1か月以内に自動車を取得し使用する方 | |
| | (4) | 住宅使用料等を滞納していないこと | |
| | (5) | 横浜市営住宅条例及び同条例施行規則等に違反していないこと(不正入 | |
| | | 居、高額所得者等) | |
| | (1) | 自家用自動車であること | |
| 車種等 | (2) | 車幅 1.85m 以下・全長 5.0m 未満・自重 2t 未満であること(※一部高さ | |
| の制限 | | 制限のある機械式駐車場あり) | |
| | (3) | 1住戸につき原則1台まで | |

☆駐車場契約後は、必ずお住まいの市営住宅への住所変更手続を行ってください。

☆駐車場の使用料は、口座振替でお支払ください。(一部 WEB 申込できる金融機関があります。)

☆駐車場使用料や住宅使用料の滞納、許可車両以外の駐車があった場合は、使用許可 の取消しとなります。

☆駐車の際は、必ず駐車票を外から確認できる位置に提示してください。

☆駐車場を返還するときは、返還予定日の1か月前までに、指定管理者事務所へ駐車場 返還届を提出してください。

☆なお、一部の市営住宅の駐車場では、時間貸駐車場を設置していますので、来訪者の 駐車が必要な場合はそちらをご利用ください。

☆車検切れの車両での申請は、不可となります。

駐車場に関するお問合せは指定管理者事務所です

申込み、空き状況、使用料の納付手続、障害者等の優先使用及び減免手続、自動車 保管場所使用承諾証明書(車庫証明書)の発行等、駐車場に関する手続は、指定管理 者事務所へお問合せください。

9. 住宅の退去について

1. 退去が決まったら、指定管理者事務所に連絡しましょう

退去の意思が固まったら、まずは指定管理者事務所までご連絡ください。指定管理者 事務所から「住宅返還届」を郵送しますので、お手元に届きましたら、必要事項を記入のう え、**退去日の10日前まで**に指定管理者事務所へご提出ください。

あわせて、お住まいの住宅の住宅管理運営委員会・自治会等にも退去日をご連絡ください。

※駐車場の返還についても、退去日の10日前までに、指定管理者事務所へ「駐車場 返還届」をご提出ください。なお、入居中の通常返還時は、返還予定日の1か月前と なります。

2. 退去にかかる各種手続を行いましょう

- □ 座振替払解約届の提出
 □ 座振替払により市営住宅の使用料をお支払されている方については、退去に伴い、金融機関等への□座振替払の解約届の提出が必要です。
 月の途中で退去される場合は、退去日までの日割の住宅使用料が月末に指定□
 座から引き落とされます。そのため、解約届は翌月解約として、金融機関等へお届けください。
 □ 生活援助員への連絡(高齢者向住宅にお住まいの方)
- □ 住民票の異動手続
- □ 郵便局への転居届の提出
- □ 電気、ガス、水道等の使用停止手続

上記のほか、退去に伴い必要な諸手続をご自身で行ってください。

3. 退去する住宅の検査を受けましょう

住宅の返還にあたり、退去する住宅の使用状況について、検査を行う必要があります。 検査は、住宅返還届に記載された返還年月日に基づき、退去者の立会いのもと、横浜市 住宅供給公社職員が検査し、修繕業者が、修繕費用の算定を行います。

退去時には、退去者の費用負担で、畳の表替えやふすま・障子の張替え等が必要にな るほか、住宅の使用状況によりその他の修繕費用が発生します。

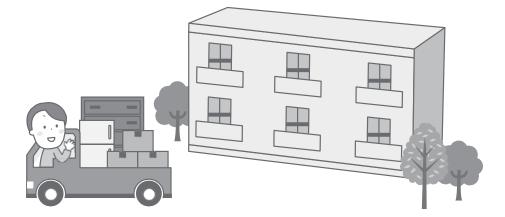
なお、立会いが困難な場合は、横浜市住宅供給公社職員及び修繕業者のみで検査を 行うことができます。その際は、同意書の提出が必要となりますので、指定管理者事務所 にご相談ください。

※修繕費用は住宅の使用状況により、金額が大きく変動します。ご自身の想定以上に 費用がかかることもありますので、検査には立会いされることをお勧めします。 なお、修繕費用は、直接修繕業者へお支払いただきます。

※検査立会い時に保証金還付請求書を提出いただきます。保証金は横浜市営住宅条 例に基づき住宅の明渡し後に還付しますが、住宅使用料の滞納がある場合は滞納 分に充当します。充当後の残額については、修繕費用に充当することもできます。

4. 住宅の鍵を返却しましょう

住宅の鍵は、検査時に横浜市住宅供給公社職員にご返却いただきます。 なお、ご返却いただく鍵の本数に不足がある場合は、ご自身の費用負担で鍵を交換して いただくことになります。(ご返却いただく鍵の本数に複製鍵は含みません。)



10.入居中の手続(各種申請・届出)について

以下のような場合は、指定管理者事務所に相談し、各種条件・必要書類等を確認して ください。

※指定管理者事務所へのお問合せ先は、3ページから4ページをご覧ください。

| <u>収入</u> や <u>控除</u> に変化があった場合 | | |
|---------------------------------|--|--|
| 想定される事例 | ● <u>収入のあった方</u> が死亡・転出した(併せて異動届の提出) | |
| | ● 定年退職や失職、廃業等で <u>世帯の収入が減少</u> した | |
| | ● 収入が <u>著しく減少</u> した | |
| | ● 生活保護を受給した | |
| | ● <u>子どもが生まれた</u> (併せて異動届の提出、同居承認申請手続も必要) | |
| | ● 新たに 障害者手帳等の交付を受けた | |
| 手続の種類 | 収入認定更正申請、収入認定再認定申請、一般減免申請 | |
| 主な必要書類 | ・世帯全員の住民票の写し(コピー可) | |
| | ・退職証明書(コピー可) | |
| | ・雇用保険受給資格者証、年金支払通知書等の新しい収入証明書 | |
| | (コピー可) | |
| | ・3か月以上の給与証明書(コピー可) | |
| | ・生活保護受給証明書(コピー可) | |
| | ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー等 | |
| 特記事項 | 収入認定更正・再認定の申請をされても、世帯の収入によっては、 住 | |
| | <u>宅使用料の変更がない場合があります。</u> | |
| | 一般減免については 25 ページをご覧ください。 | |
| | 減免は 滞納がある場合、<u>収入基準を超えている場合</u>、又は<u>収入申告</u> | |
| | が未申告の場合等、条例に違反していると受けることができません。 | |

| 入居者(名義人)又は同居者に、24ページに掲げる障害等がある場合 | | |
|----------------------------------|--|--|
| 想定される事例 | ● 新たに 障害者手帳等の交付を受けた | |
| | ● 寝たきりになった高齢者がいる | |
| | ● 障害者手帳等の 等級に変更があった | |
| | ● 特別減免の対象者が死亡又は退去(入院又は施設入所含む)した | |
| 手続の種類 | 特別減免申請、特別減免廃止申請 | |
| 主な必要書類 | 障害等の内容により異なりますので、24 ページをご覧ください。 | |
| 特記事項 | 特別減免については 24 ページをご覧ください。 | |
| | 減免は 滞納がある場合、<u>収入基準を超えている場合</u>、又は<u>収入申告</u> | |
| | <u>が未申告の場合等、</u> 条例に違反していると受けることができません。 | |

| 新しく同居者(配偶 | 者又は3親等以内の親族)が <mark>増える場合</mark> (子供の出生含む) |
|-----------|---|
| 想定される事例 | ● 子どもが生まれた |
| | ● 婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの含む)した |
| | ● 配偶者(※パートナー含む)又は親族(3親等以内)と同居 することになった |
| 手続の種類 | 同居承認申請 |
| 主な必要書類 | ・入居者との続柄が分かる書類(住民票の写し等) |
| | ・収入額を証明する書類(課税証明書等) |
| | ・住宅に困窮していることを証明する書類(賃貸借契約書のコピー等) |
| | ・「パートナーシップ宣誓書受領証(受理証明カード)」のコピー |
| 特記事項 | 【同居承認申請手続のタイミング】 |
| | 原則、同居希望者が市営住宅に <u>転入する前</u> の申請(転入前申請)と |
| | なります。(出生は除く) |
| | 【同居承認に必要な基準】 |
| | ア世帯収入が <mark>収入超過者収入基準未満</mark> であること |
| | イ法・条例・規則を遵守していること |
| | ウ 入居者が入居開始してから1年を経過していること(出生は除く) |
| | エ <u>住宅に困窮している</u> こと |
| | オ過密住宅(1人当たり2畳以下)にならないこと |
| | カ同一生計を維持すること |

※「横浜市パートナーシップ宣誓制度」に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領された方

| 入居者(名義人)の退去(転出)等により、同居者が名義を引き継ぐ場合 | |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 想定される事例 | ● 入居者が <u>別住宅、施設又は病院などへ退去した</u> |
| | ● 入居者が <u>死亡した</u> |
| | ● <u>離婚</u> に伴い入居者が退去(転出)した |
| 手続の種類 | 入居承継承認申請 |
| 主な必要書類 | 入居者との続柄が分かる書類(世帯全員の住民票の写し等) |
| 特記事項 | 【入居承継承認に必要な基準】 |
| | ア 入居時からの同居者又は入居承継事由発生時の同居期間が1年 |
| | 以上の同居者 |
| | イ 以下ウに該当する世帯であり、かつ、世帯収入が高額所得者収入 |
| | <u>基準未満</u> であること |
| | ウ 配偶者又は高齢者・障害者等で特に居住の安定の確保が必要で |
| | あること |
| | エ法・条例・規則を遵守していること |
| | オ 退去先住宅が 自己の所有するものでない こと |

| 入居者(名義人)又は同居者が 長期間(15 日以上)不在 になる場合 | | |
|---|--|--|
| 想定される事例 | 入居者(名義人)又は同居者に <u>旅行、入院、出張、転勤等</u> が発生 | |
| 手続の種類 | 長期不在届 | |
| 主な必要書類 | 長期不在届 | |
| 特記事項 | 旅行、入院、出張、転勤などで、15日以上住宅で生活しない場合には | |
| | 届出が必要です。届出がない場合は住宅明渡しの対象となる可能性 | |
| | <u>があります。</u> | |

 \Leftrightarrow

| 市営住宅を <u>以下(1)(2)の用途等に使用する</u> 場合 | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--|
| 想定される事例 | (1) 個人運送業の事務所として届出する | |
| | (2)身体障害者の方があんま・はり・灸等の営業を行う | |
| 手続の種類 | 併用使用承認申請 | |
| 主な必要書類 | (1)は、運転免許証のコピー等 | |
| | (2)は、身体障害者手帳、施術免許証、個人事業開業届出書の | |
| | コピー | |
| 特記事項 | (2)については、診察室・待合室の面積要件があります。 | |

| その他、想定される事例 | 手続の種類 | 主な必要書類 | 特記事項 |
|--------------------------|--------|---------|----------|
| ● <u>同居者</u> が死亡又は退去(転 | 異動届 | 住民票の写し | |
| 出)した | | 等 | |
| ● 入居者又は同居者が <u>姓を変更</u> | | | |
| した | | | |
| ● 入居住宅の <u>変更希望</u> | 入居変更承認 | 医師の診断書 | 詳細は32ページ |
| | 申請 | 等 | をご覧ください。 |
| ● 市営住宅併設の <u>駐車場使用</u> | 駐車場使用許 | 自動車車検証 | 詳細は26ページ |
| を希望 | 可申請 | | をご覧ください。 |
| ● 市営住宅への <u>居住証明</u> を希望 | 居住証明申請 | | |
| ● <u>住宅使用料証明</u> を希望 | | | |
| ● <u>連帯保証人</u> の住所や勤務先 | 連帯保証人変 | 住民票の写し、 | |
| 等に <u>変更</u> があった | 更事項届 | 在籍証明書の | |
| | | コピー等 | |
| ● <u>緊急連絡先情報に変更</u> があっ | 緊急連絡先変 | | 詳細は9ページ |
| た | 更届 | | をご覧ください。 |

11. 入居の変更について

1.入居の変更をしなければならない方について

特定目的住宅に入居する方が、その住宅の入居者資格を喪失した場合は、一般世帯 向住宅に入居の変更を申請しなければなりません。

| 特定目的住宅の種類 | 変更の理由 | |
|-----------|----------------------|--|
| 車椅子用住宅 | 車椅子を使用する人が居住しなくなった場合 | |

2.入居の変更を申請することができる方について

次の申込資格を全て満たし、かついずれかの理由に該当する場合は、例外的に入居の 変更を申請することができます。

【申込資格】

- ① 現在入居中の市営住宅に引続き3年以上居住していること
- ② 収入超過者又は高額所得者として認定されていないこと
- ③ 住宅使用料等の滞納をはじめ、市営住宅条例等に抵触する義務違反がないこと

| 理由 | 変更できる住宅 | 必要書類 |
|---------------|------------|---------------------|
| 入居者又は同居者が、加 | エレベーターのない住 | ・住民票の写し |
| 齢・病気等で身体機能上 | 宅の低層階や、エレベ | 【病気等の場合】 |
| の制限を受けることになっ | ーターのある住宅 | ・病気の状況が分かる書類(「身体障害 |
| た場合 | | 者手帳のコピー」又は「医師の診断書」) |
| 入居世帯員が増加した場 | 居室が3室以上の住宅 | 住民票の写し |
| 合(居室数が2室以下の住 | | |
| 宅に居住している方) | | |
| 入居世帯員が減少した場 | 居室が2室以下の住宅 | 住民票の写し |
| 合(居室数が3室以上の住 | | |
| 宅に居住している方) | | |
| 介護者又は被介護者の住 | 相手方の住宅に近い住 | ・住民票の写し |
| 宅が、相手方の住宅から | 宅 | ・介護の状況が分かる書類 |
| 遠方にある場合 | | |
| 知的障害者の方が、作業 | 作業場に近い住宅 | ・住民票の写し |
| 場から遠方にある住宅に居 | | ・障害者手帳のコピー又は医師の診断 |
| 住している場合 | | 書 |
| | | ・作業場の所在地が分かる書類等 |
| 子どもが大きくなり、現在の | 入居世帯員数に応じた | 住民票の写し |
| 間取りでは不適当な場合 | 居室数のある住宅 | |

※申込要件の詳細については、指定管理者事務所までお問合せください。

また、入居の変更を申請する場合は、次の注意事項を確認・了承のうえ、申請してください。

【注意事項】

- ① 特定の住宅を指定することはできません。
- ② 階段の昇降が困難になり、住み替えを希望する場合は、原則として、同じ住宅(団地) 内の低層階又はエレベーターの設置されている棟の部屋を指定します。
- ③ 特定目的住宅、新築住宅、借上型市営住宅への変更はできません。
- ④ 申請からあっせんまでに数年の期間を要することがあります。
- ⑤ 住宅の変更にあたっては、現在の住宅の退去修繕費や、変更後の住宅に入居する 際の保証金等が必要です。
- ⑥ 理由によっては定期募集への申込みができる場合があります。詳細は指定管理者事務所へお問合せください。

12. 禁止事項について

次のような場合、<u>住宅の明渡し(横浜市へ部屋を引き渡すこと)や損害賠償を請求</u>され ることがありますので、十分注意してください。

- ① 住宅使用料を滞納すること(3か月以上の滞納で明渡しの対象となります)
- ② 正当な理由がなく15 日以上住宅で生活しないとき
- ③ 住宅、共同施設の共有スペースに私物を置くなど占有すること
- ④ ペット(犬・猫・鳥など)の持込及び飼育並びに動物の餌付けをすること
- ⑤ 大きな音を立てたり騒いだりする等、他の入居者に迷惑を及ぼす行為や周辺環境を 乱す行為をすること
- ⑥ 他の者に住宅を貸したり、権利を譲渡したりすること
- ⑦ 不正に入居すること(無断で承認されていない人を住まわせること)
- ⑧ 住宅や共同施設を故意もしくは過失により、破損又は滅失すること
- ⑨ 入居者又は同居者が暴力団員であること
- 10 無断で住宅及び住宅敷地内をほかの用途に使用すること
- ① 無断で住宅内及び住宅敷地内で商売を営むこと
- 12 無断で住宅を模様替え、又は増改築すること
- 13 会社・NPO 法人等の事務所をおくこと
- (4) 同居している親族と世帯を分離して居住すること
- 15 その他公営住宅法、横浜市営住宅条例、同条例施行規則に違反すること

13. 安否確認について

入居者の安否を確認してほしいと親族等から依頼があった場合、入居の状況等について 関係者にお話を伺うことがあります。

また、必要と判断される場合、警察立会いのもと、破錠等により住宅内に立ち入ることがあ ります。

この際、原則として依頼者の方には立会いをしていただきます。

※破錠及び鍵を交換する費用等は入居者又は親族等の負担となります。

MEMO(メモ)

連絡先メモ

| (|) | — |
|---|---|---|
| (|) | — |
| (|) | _ |
| (|) | _ |

「横浜市営住宅条例」や「横浜市営住宅条例施行規則」の全文は、 横浜市のホームページで公開しています。

横浜市営住宅条例

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000916.html 橫浜市當住宅条例施行規則

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000917.html

市営住宅住まいのしおり

令和6年4月

発行者:橫浜市住宅供給公社 管理事業部 市営住宅課 編集:橫浜市建築局 住宅部 市営住宅課

